

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

新制度では、市の確認を受けた特定教育・保育施設(認定こども園や保育所、幼稚園)や特定地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)で子どもを受け入れた場合に施設型給付費や地域型保育給付費を施設設置者や事業主が受け取ることが出来ます。

そのため、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が給付費を受け取るための施設の運営基準を満たす必要があり、市では国の府令に基づき条例を制定する必要があります。

*従うべき基準…適合しなければならない基準。条例の内容は、「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、基準の範囲内で、地域の実情に応じて内容を定めることは可能。

*参酌すべき基準…十分参照した上で判断しなければならない基準。条例の制定に際しては、「参酌すべき基準」の内容を十分検討した上で、地域の実情に応じて、基準とは異なる内容を定めることは可能。

◆特定教育・保育施設の運営基準

項目		基準区分	府令基準	条文
利用 定員	市の確認を受ける保育所、認定こども園の利用定員	従う	・20名以上	§4-①
	利用定員の設定区分	従う	・支援法第19条に掲げられている区分に基づき設定 (1) 満3歳以上の小学校就学前の子ども(2)と(3)を除く。 (2) 満3歳以上の小学校就学前の子ども(保育必要) (3) 満3歳未満の小学校就学前の子ども(保育必要) ・満1歳未満の子ども ・満1歳以上の子ども	§4-②
運 営	利用申込者への説明と同意	従う	・運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書の交付及び説明を行った上で、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得る。	§5-①
	応諾義務	従う	・支給認定を受けた保護者からの利用申込に対しては、正当な理由なく拒んではない	§6-①
	定員を超えた場合の選考について(幼稚園、認定こども園)	従う	・利用定員を超えた利用申込があった場合は、公正な方法により選考しなければならない。 ～公正な方法～ ・抽選、申込みを受けた順序により決定する方法 ・施設設置者の教育、保育に関する理念や基本方針に基づき決定する方法 ・その他	§6-②
	定員を超えた場合の選考について(保育所、認定こども園)	従う	・現在の在園児と新規申込者数が利用定員を超えた時は、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるように選考する。 ～保育を受ける必要性の優先順位～ ・保育の必要の程度 ・家族等の状況	§6-③
	選考方法の明示	従う	・定員を超えた場合の選考方法については、保育所、幼稚園、認定こども園いずれもあらかじめ保護者に明示する。	§6-④
	他施設のあっ旋	参酌	・自らの施設の利用決定が出来なかった場合は、他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介するなどの対応を行う。	§6-⑤
	市町村による利用あっ旋、調整、要請への協力	従う	・市町村が行う利用あっ旋や利用調整、利用要請には、できる限り協力しなければならない。	§7-①

項目		基準区分	府令基準	条文
運 営	受給資格等の確認	参酌	・ 特定教育・保育の提供を求められた施設は、支給認定証で受給資格等を確認する。 ～確認項目～ （１）支給認定の有無 （２）認定区分（１号、２号、３号） （３）有効期間 （４）保育必要量 （５）その他	§ 8
	未認定者への援助	参酌	・ 特定教育・保育施設は、支給未認定者から利用申込があった場合は、速やかな申請が行えるよう必要な援助を行う。 ・ 特定教育・保育施設は、認定内容に変更がある場合は、有効期間満了の30日前までに保護者が変更認定申請を行うよう援助を行う。	§ 9-①、②
	入所児童の心身の状況等の把握	参酌	・ 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握に努める。	§ 10
	小学校等との連携	参酌	・ 特定教育・保育の提供を終了するにあたっては、小学校や他の施設での円滑な接続ができるよう、密接な連携に努める。	§ 11
	教育・保育の提供の記録	参酌	・ 特定教育・保育施設は、提供日、提供内容その他必要な事項を記録する。	§ 12
	利用者負担額の受領	従う	・ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受ける。	§ 13 - ①
	上乗せ徴収	従う	・ 特定教育・保育の提供にあたり、質の向上を図る上で特に必要と認められる費用については、特定教育・保育費用基準額とその費用の差額の範囲内で保護者から支払いを受けることができる。 ・ $(\text{特定教育・保育費用基準額}) - (\text{質の向上のための費用}) = (\text{上乗せ徴収可能額})$	§ 13 - ③
		従う	・ 特定教育・保育の提供にあたり、次の費用は保護者から徴収することができる。 （１）日用品、文房具等の購入費用 （２）行事参加費用 （３）食事の提供費用 （４）通園に要する費用 （５）その他、通常必要とされるものに係る費用で、保護者負担が適当なもの	§ 13 - ④
		従う	・ 上乗せ徴収分は、領収証を保護者へ交付する。 ・ 保護者に上乗せ徴収を求める場合は、あらかじめその費用の額や使途、必要性について書面で説明し、文書による同意を得ること。（第４項に基づくものは文書同意は必要なし。）	§ 13 - ⑤ § 13 - ⑥

項目		基準区分	府令基準	条文
運 営	特定教育・保育の取扱方針	従う	・施設区分に応じてそれぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育の提供を適切に行う。 (1) 幼保連携型認定こども園 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (2) 認定こども園 ・幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について構成労働大臣が定める指針 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (3) 幼稚園 ・幼稚園教育要領 (4) 保育所 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について構成労働大臣が定める指針	§ 15 - ①、②
	評価	参酌	・提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に保護者その他の関係者や外部のものによる評価を受け、その結果を公表し、改善に努める。	§ 16
	相談及び援助	参酌	・常に施設を利用している子どもの心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、子ども又は保護者から相談があれば的確に応じるとともに必要な助言を行う。	§ 17
	緊急対応	参酌	・特定教育・保育の時間中に子どもに体調の変化があった場合は、速やかに保護者や医療機関への連絡等、必要な措置を講じること。	§ 18
	運営規程	参酌	・特定教育・保育施設は、施設の運営についての重要事項に関する規定を定める。 ①施設の目的、運営方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数、職務内容 ④開設日、時間、閉設日 ⑤保護者から徴収する負担金の種類、負担金を徴収する理由、負担額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦利用開始、終了に関する事項、利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他の重要事項	§ 20
	勤務体制	参酌	・適切な特定教育・保育を提供できるよう、職員の勤務体制を定める。 ・職員の資質向上のために研修の機会を確保する。	§ 21
	定員の遵守	参酌	・利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。 《やむを得ない事情》 (1) 年度中の需要の増大への対応 (2) 利用定員の減少の届出以前に既に特定教育・保育を提供していた子どもに対する便宜の提供 (3) 児童相談所や福祉事務所長が優先的に特定教育・保育施設等を利用することが適当と判断した子どもの受入れ (4) 災害時 (5) 虐待その他の事情	§ 22

項目		基準区分	府令基準	条文
運 営	重要事項等の掲示	参酌	・施設内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担に関する事項、利用申込に必要な事項などの重要事項を掲示する。	§ 23
	子どもの平等な取扱い	従う	・子どもの国籍、心情、社会的身分、保護者負担額を負担するか否かによる差別的取り扱いをしてはならない。	§ 24
	虐待の防止	従う	・施設の職員は、次に掲げる子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （１）子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 （２）子どもに対し、わいせつな行為をすること又はさせること。 （３）子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、（１）と（２）に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 （４）子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	§ 25 児童福祉法 § 33-10
	懲戒に係る権限の濫用 禁止	従う	・施設長である管理者は、職員の懲戒にあたり、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。	§ 26
	秘密保持等	従う	・管理者、職員は、正当な理由なく業務上知り得た子どもやその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・また、職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た子どもやその家族の秘密を漏らすことがないような措置を講じなくてはならない。 ・施設は、小学校、他の施設や地域子ども・子育て支援事業の事業者、その他の機関に対して子どもに関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書による同意を保護者に得ること。	§ 27
	情報の提供	参酌	・保護者が適切な施設の選択をできるよう、施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努める。 ・施設の広告を行う場合は、虚偽又は誇大な内容としてはならない。	§ 28
	利益供与の禁止	参酌	・施設は、紹介する対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。	§ 29
	苦情解決	参酌	・特定保育・教育を提供した子どもの家族からの苦情には、迅速かつ適切に対応するための措置を講じる。 ・苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録する。 ・施設は、苦情に関して市が行う質問や調査等に協力するとともに、指導、助言を受けた場合は、必要な改善を行った上で、市へ報告する。	§ 30
	事故発生防止及び発生時の対応	従う	・事故の発生、再発防止のため、次の措置を講じる。 （１）事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備 （２）事故が発生した場合、その危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を勝因に周知徹底する体制の整備 （３）事故防止のための委員会、職員研修の定期的な実施 ・事故発生時には、速やかに市町村、子どもの保護者へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 ・事故の状況とそれに採った処置について記録する。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行う。	§ 32

項目		基準区分	府令基準	条文
	会計の区分	参酌	・ 特定教育・保育の事業会計とその他の事業会計とは区分すること。	§ 33
	記録の整備	参酌	・ 職員、施設、会計に関する諸記録の整備。 ・ 次の記録は、完結の日から 5 年間保存する。 (1) 特定教育・保育の取扱方針に関する計画 (2) 特定教育・保育の提供日、内容等、必要な事項の提供記録 (3) 不正に利用している保護者に関する市町村への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及びその際に採った処置に係る記録	§ 34